

泉佐野市地区計画における緑化率算定基準

【目的】

「泉佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」において、緑化率の最低限度を設ける地区計画について、「良好な都市景観の形成」に資する適切な緑化計画を策定する上で、設計の考え方を統一するため、緑化算定基準を定めるものとする。

【緑化率算定基準】

緑化施設ごとの取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 芝（グラウンドカバー類）の場合

芝その他地被植物で表面が被われている部分の面積をもって緑化率に算入。
但し人工芝は不可とする。

2. 生垣の場合

生垣の、長さ×厚み（奥行）による面積をもって緑化率に算入。

3. 樹木の場合

樹木ごとの樹冠の水平投影面積の合計（但し水平投影面積部分の植栽基盤は土の場合に限る。）
尚、水平投影面積については、植栽時の樹高を基準に算出するものとする。

4. 駐車場（緑化ブロック）の場合

① 製品緑化率が70%以上の場合

緑化ブロックを設置する駐車場面積、全面（100%）を緑化したものとみなす。

② 製品緑化率が70%未満の場合

緑化面積＝緑化ブロックによる駐車場面積×製品ごとの緑化率×1.428

5. 緑化部分が重複している場合

樹木の樹冠の水平投影部分と、芝張りの重複部分など
緑化施設ごとの重複部分については、緑化率への算入不可。

6. 緑化部分が、塀や壁、敷地外にはみ出ている場合

敷地外など、はみ出している部分については、緑化率への算入不可。

【緑化面積計算例】

【緑化面積計算例】

- ①芝 $3\text{m} \times 9\text{m} = 27\text{m}^2$
- ②樹木 $1.1\text{m} \times 1.1\text{m} \times 3.14 \div 2 = 3.8\text{m}^2$
重複部分 $3.8\text{m}^2 / 2 = 1.9\text{m}^2$
 $3.8\text{m}^2 - 1.9\text{m}^2 = 1.9\text{m}^2$
- ③駐車場（緑化ブロック）
 $3\text{m} \times 6\text{m} = 18\text{m}^2$
- ④生垣 $11\text{m} \times 1\text{m} = 11\text{m}^2$
- ⑤樹木 $1.1\text{m} \times 1.1\text{m} \times 3.14 \div 2 = 3.8\text{m}^2$

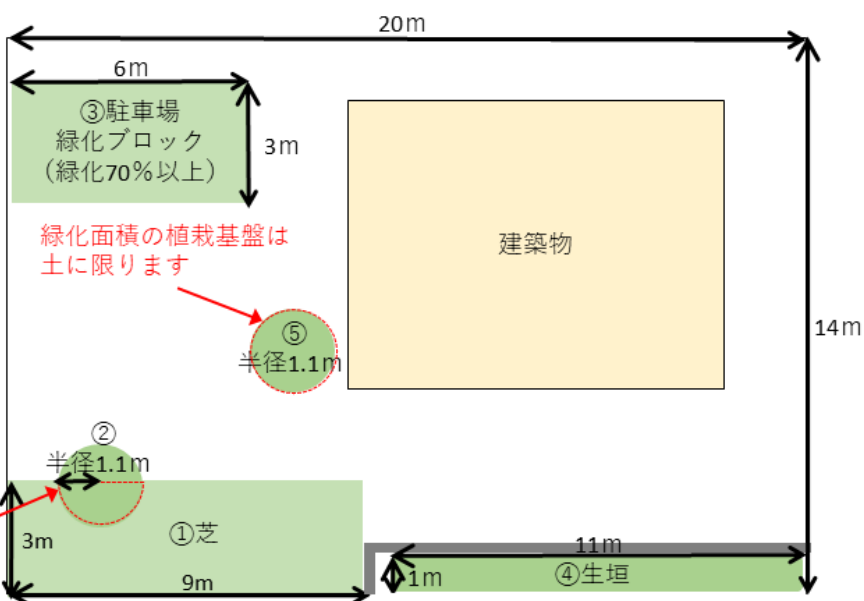
合計

- ① $27\text{m}^2 +$ ② $1.9\text{m}^2 +$ ③ $18\text{m}^2 +$ ④ $11\text{m}^2 +$
⑤ $3.8\text{m}^2 = 61.7\text{m}^2$

敷地面積 $14\text{m} \times 20\text{m} = 280\text{m}^2$

$$\frac{61.7\text{m}^2}{280\text{m}^2} \times 100 = 22.0\%$$

緑化ブロックは、緑化率70%以上の場合に面積の100%を緑化したものとみなします



樹木の高さ毎に定めた水平投影面積を用いる場合

植栽時の樹高	半径	面積
1m以上 2.5m未満	1.1m	3.8m ²
2.5m以上 4m未満	1.6m	8.0m ²
4m以上	2.1m	13.8m ²

縮尺：1/●●●●

※ 樹木の高さ毎に定めた水平投影面積を用いる場合の面積基準については、都市緑地法施行規則第9条第1項第2号に規定される基準に準じる。

※ 建蔽率の最高限度が80%以上の地区整備計画においては、屋上緑化も可とする（但し、完了写真の提出が必要です）。